

金栗四三PR被服貸与要領

1 主旨

当該事業は、玉名市の金栗四三PR推進事業全般に活用することを目的として作成した金栗四三PR被服(以下、「被服」という。)を、玉名市民や団体及び企業などが企画・実施している様々なイベント等で、本市及び金栗四三氏のPRに相当と認められる場合に貸出しするものとする。

2 貸出手続き

(1) 被貸与者の範囲

市内で活動するグループや団体及び市内企業。もしくは企画経営課長が必要と認める者とする。

(2) 貸与期間

貸与の日から起算し、最大1カ月とする。

(3) 貸出条件

- ① 玉名市及び金栗四三氏のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ② 正しい使用方法に従って使用すること。
- ③ 法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④ 選挙活動や布教活動などに関連した使用のおそれがないこと。

(4) 貸出料金

無料

(5) 貸出被服

別表のとおり

(6) 貸出承認

貸出しの承認は、活用内容等が適正であるものと確認したうえで行う。

(7) 手続方法

玉名市ホームページでダウンロードするか、企画経営課備え付けの貸出し申請書に必要事項を記入の上、下記に提出するものとする。

玉名市 企画経営部 企画経営課

(住所:玉名市岩崎163 TEL0968-57-7548)

(8) 遵守事項

- ① 承認された用途のみに使用すること。
- ② 貸出期間を遵守すること。なお、原則として貸出しは使用日の前日、返却は貸出し日より1カ月以内とし、貸出返却時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 留意事項

- (1) 借受者がこの規定に違反したと認めた場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。また、そのために借受者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。
- (2) 故意又は過失により被服を紛失し、又は毀損したときは、弁償しなければならない。
- (3) 被服の利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。
- (4) この要領に定めるもののほか、被服の取扱いについての必要事項は、市の判断するところとする。

(別表)

被服の種類	色	サイズ
ポロシャツ	白・ネイビー	SS・S・M・L・LL
ジャンパー	白	M・L・XL・XXL